

○熊野町児童医療費支給条例

平成22年3月12日

条例第1号

改正 平成26年12月11日条例第19号

平成30年3月9日条例第5号

(総則)

第1条 児童の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって児童の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、児童の医療に要する費用の一部を児童を養育している者に支給する。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「児童」とは、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。
- (3) 「児童を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第3号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 この条例にいう「父」には、母が、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、熊野町の区域内に住所を有する児童（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条

の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、熊野町を転出する者を含む。)を養育している者で、当該児童が国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、熊野町に住所を有することとなった児童は対象としない。

(所得制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、養育している児童が6歳から15歳に達する日の属する年において、児童を養育する者の前年度の所得(児童の誕生日が1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、申請日の属する年の前々年の所得)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者としなない。ただし、震災、風水害、火災、落雷、その他これらに類する災害を受けるなど乳幼児を養育している者に特別な事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給資格の認定)

第5条 児童医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格につき、町長の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者(以下「受給者」という。)に対して、児童医療費受給者証を交付するものとする。

(給付の額)

第6条 児童医療費の給付は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による入院及びその療養に伴う世話その他看護に係る医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を給付する。

(1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額

(2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

第7条 児童医療費の支給は、受給者の請求に基づいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、町は、児童医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、児童医療費の支給があったものとみなす。

(児童医療費の支給の制限等)

第8条 受給者が児童の疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち児童医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において児童医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した児童医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の担保等の禁止)

第9条 児童医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月11日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例を適用する日の前日において児童医療費の対象となっている児童が、この条例の適用の日から平成27年5月31日までの間に受けた医療に係る児童医療費の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月9日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 第2条の規定による改正後の熊野町児童医療費支給条例第4条第1項の規定は、平成31年6月以後に行われる療養に係る医療費の助成の所得制限について適用し、同年5月以前に行われた療養に係る医療費の助成の所得制限については、なお従前の例による。

○児童医療費支給条例施行規則

平成22年3月12日

規則第11号

改正 平成26年10月1日規則第10号

平成28年7月1日規則第22号

平成30年3月30日規則第13号

(総則)

第1条 この規則は、熊野町児童医療費支給条例（平成22年熊野町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(条例第4条第1項に規定する規則で定める額)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次の額とする。

- (1) 条例第4条第1項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、532万円
- (2) 条例第4条第1項に規定する扶養親族等及び児童があるときは、前号の額に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額とする。

(条例第4条第2項に規定する所得の範囲)

第4条 条例第4条第2項に規定する所得の範囲は、児童手当法施行令第2条に規定する所得とする。

(条例第4条第2項に規定する所得の額の計算方法)

第5条 条例第4条第2項に規定する所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条第1項及び第2項の規定の例による。

(認定申請等)

第6条 条例第5条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、受給者資格認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、町長が、添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 児童が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることを証する書類

(2) 条例第4条第1項に規定する所得の状況を証明する書類

(3) その他町長が必要と認めた書類

（登録及び受給者証）

第7条 町長は、条例第5条の規定により受給資格があると認定したときは、当該受給者の登録を行い、児童医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（更新申請等）

第8条 受給資格の更新の認定を受けようとする者は、交付を受けた受給者証の有効期間が満了する日の1月前から当該受給者証の有効期間が満了する日の1月後までの間に、更新の申請をしなければならない。

2 第3条の規定は、前項の申請について準用する。

（児童医療費の請求）

第9条 条例第7条第1項の規定による児童医療費の請求は、児童医療費支給申請書により行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定により、保険医療機関等が、町に対して同項の児童医療費の支給額を請求しようとするときは、福祉医療費請求書により行わなければならない。

（支給額の決定）

第10条 町長は、受給者から条例第7条第1項の規定による請求があり支払額を決定したときは、支払通知書により、その支払額等を当該受給者に通知する。

（受給資格の喪失及び返還）

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 児童が死亡したとき、又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けたとき。

(2) 児童の住所地が、熊野町の区域内でなくなったとき。

(3) 受給者が、児童を養育する者でなくなったとき。

(4) 受給者たる資格を定める期間を経過したとき。

2 受給者は、前項の規定に該当するときは、速やかに受給者証を、町長に返還しなければならない。

（変更の届出）

第12条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに受給者証記載事項変更届に受給者証を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 受給者証の記載事項に変更を生じたとき。

(2) 児童の社会保険各法に基づく被扶養者又は国民健康保険法の被保険者たる資格に変更があったとき。

(受給者証の再交付申請等)

第13条 受給者は、受給者証を汚損し、又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、児童医療費受給者証再交付申請書を町長に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月30日規則第13号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。